

緊急事態宣言に伴うお知らせ

この度、緊急事態宣言が発令され、当院が所在する兵庫県も対象地域とされました。国立病院機構の病院にあつては、緊急事態下にあつても各病院の機能や体制に応じて診療を継続して提供することを基本としております。

当院においても、診療を継続し、診療体制については、当分の間維持していくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応や人員体制の都合などにより、診療体制を変更する場合がありますのでご理解ください。

また、当院では、感染症対策として、日頃から手指衛生の徹底や個人防護具の適切な着脱など感染対策に取り組んでいるとともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて（全）職員を対象に健康状況の確認を行い、風邪症状等に応じて勤務から外すなどの対応をとっています。

万が一、職員の感染が判明した場合には、濃厚接触者の就業停止や関係機関の指導の下消毒などの適切な措置を行うこととしており、安心・安全な医療の提供に努めることとしています。

新型コロナウイルス感染症の対応は、前例のないことでありますが、国や県、市町村、関係機関とも連携を図りながら地域に必要な医療の提供継続に取り組んでまいります。

<参考>

国立病院機構は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に基づく指定公共機関として、緊急事態にあつては、自ら定めた業務計画に基づき、医療を確保するための必要な措置を講じることとされています。

令和2年4月8日
独立行政法人国立病院機構
兵庫中央病院